

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業民間活力導入可能性調査業務の委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

平成29年 3月21日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 業務の概要

- (1) 業務名 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業民間活力導入可能性調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 平成29年12月15日
- (4) 委託料上限額 22,032,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募資格

- (1) 公共施設整備におけるPFI導入可能性調査業務又はPFIアドバイザリー業務の元請としての受注実績（現在契約済みで進行中のものを含む。）を有すること。
- (2) 野球場の整備に係る建築技術等の知識を有していること（他の事業者と連携して本業務の処理に当たることも可。（3）及び（4）において同じ。）。
- (3) PFIに係る法務及び財務に関する知識を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (5) 盛岡市競争入札参加資格を有する又は当該競争入札参加資格を有しない者にあつては、資格要件を満たす者であること。
- (6) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、本業務を履行するにあたって、他の事業者と連携する場合にあつては、当該他の事業者（以下「連携事業者」という。）についても同様とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - イ 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けていな者であること。
 - ウ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁）による指名停止を現に受けていない者であること。
 - エ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (7) 6に規定するプロポーザル応募申込書を提出した者であること。

3 審査方法

提出された企画提案書は、審査委員会を設置し、その内容についてヒアリングを行い、ヒアリング結果と合わせて審査し、総合的評価を行う。なお、企画提案書の提出者が多数となったときは、審査委員会においてヒアリングの対象者を選定する場合がある。

4 審査基準

提出された企画提案書の審査項目及び配点は、次表のとおりとする。

審 査		配 点
項 目	内 容	
1 応募者の実績	P F Iに係る主要業務の実績，同種・類似業務の実績，技術者数，有資格者数等	30/200
2 業務の執行体制，担当予定者の能力等	業務を実施する体制，担当予定者の資格，経験及び業務実績，連携事業者の実績等	20/200
3 業務実施方針	本業務に対する理解度，実施方針の妥当性，調査検討手法の妥当性等	40/200
4 業務スケジュール	工程計画及び動員計画の妥当性	20/200
5 課題についての提案	提案の的確性及び実現性	40/200
6 ヒアリング等	コミュニケーション能力，企画力及び意欲	30/200
7 見積額		20/200

5 選定日程

- (1) プロポーザル応募申込書の提出期限 平成29年3月29日（水）
- (2) 企画提案等に係る質問の締切日 平成29年4月5日（水）
- (3) 企画提案書の提出期限 平成29年4月19日（水）
- (4) ヒアリング詳細日程通知 平成29年4月20日（木）
- (5) ヒアリング・審査委員会 平成29年4月25日（火）
- (6) 結果通知 平成29年4月26日（水）

6 プロポーザル応募申込書の提出

応募しようとする者は、次に掲げるところにより、あらかじめ、プロポーザル応募申込書（様式第1号）に添付書類を添えて提出すること。

- (1) 提出期限 この公告の日から平成29年3月29日（水）まで（プロポーザル応募申込書を持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時までに限る。）

- (2) 提出場所 盛岡市市民部スポーツ推進課
公告の日から平成29年3月24日（金）午後5時まで
〒020-8531 盛岡市若園町2番18号（盛岡市役所若園町分庁舎4階）
平成29年3月27日（月）午前9時から
〒020-8530 盛岡市内丸3番46号（盛岡市役所内丸分庁舎4階）
- (3) 提出方法 持参又は書留による郵送（必着）
- (4) 提出部数 1部

7 質問の受付及び回答

企画提案等に係る質問がある場合は、次に掲げるところにより、質問用紙（様式第2号）を提出すること。

- (1) 提出できる期間 6に規定するプロポーザル応募申込書を提出した日から平成29年4月5日（水）まで（質問用紙を持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までに限る。）
- (2) 提出場所 盛岡市市民部スポーツ推進課
公告の日から平成29年3月24日（金）午後5時まで
〒020-8531 盛岡市若園町2番18号（盛岡市役所若園町分庁舎4階）
平成29年3月27日（月）午前9時から
〒020-8530 盛岡市内丸3番46号（盛岡市役所内丸分庁舎4階）
- (3) 提出方法 持参又は電子メール
- (4) 回答方法 6に規定するプロポーザル応募申込書を提出したすべての者に郵送又は電子メールで回答する。

8 企画提案書の作成概要

- (1) 規格は、A4判縦型で、横書き・左とじとし、各ページに通し番号をふり、表紙を付けること。
- (2) 文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。
- (3) 正確かつ簡潔な内容とし、資料添付等により過大なものとならないようにすること。

9 企画提案書の様式

- (1) 様式第3号 企画提案書
- (2) 様式第4号 業務等概要書
 - (その1) 法人の概要
 - (その2) PFIに係る主要業務に関する実績

(その3) 同種・類似業務に関する実績

(3) 様式第5号 業務の執行体制

(その1) 業務の執行体制

(その2) 総括責任者の実績等

(その3) 主要担当者の実績等

(その4) 連携事業者等

(4) 様式第6号 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業民間活力導入可能性調査業務委託に係る業務実施方針

(5) 様式第7号 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業民間活力導入可能性調査業務委託に係る工程及び動員の計画

(6) 様式第8号 課題についての提案書

【課題】盛岡市と岩手県との共同による整備を前提として、

- ① 新たな野球場整備における施設計画等に関する課題と留意事項。
- ② 民間活力を導入して新たな野球場の整備等（建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民・県民に対するサービスの提供を含む。）を行う場合の事業手法（公共施設等運営権制度の活用を含む。）における課題と留意事項。
- ③ 民間事業者の意向調査及び事業参加を促すための手法等に関する課題と留意事項。

10 企画提案書の提出

6に規定するプロポーザル応募申込書を提出した者は、次に掲げるところにより、企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成29年4月5日（水）から同月19日（水）まで（企画提案書を持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時までに限る。）
- (2) 提出場所 盛岡市市民部スポーツ推進課
〒020-8530 盛岡市内丸3番46号（盛岡市役所内丸分庁舎4階）
- (3) 提出方法 持参又は書留による郵送（必着）
- (4) 提出部数 20部
- (5) 本業務を実施する場合の調査業務経費の見積書（1部）を企画提案書と一緒に提出すること。

11 ヒアリングの開催

提出された企画提案に関するヒアリングを次のとおり実施する。

- (1) 実施日時 平成29年4月25日（火）午後1時30分（予定）
- (2) 実施場所 盛岡市役所別館4階 403会議室

(3) ヒアリングの時間及び留意事項等の詳細については、別途通知する。

12 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングへの出席に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返還しない。

(3) 本業務を受注した者（連携事業者を含む。）は、この契約の対象となる施設の整備等が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第6条の規定による特定事業に選定された場合にあつては、当該特定事業に係る法第7条の規定による選定に公募し、又は参加しようとする民間事業者のコンサルタント等になってはならない。

(4) この契約の対象となる施設が、法の適用を受けないが、民間活力を導入して整備等をする事業となった場合にあつては、(3)の例による。

(5) 上記2(5)に示す盛岡市競争入札参加資格を有しない者が応募しようとする場合は、6に示すプロポーザル応募申込書の提出時において、当該競争入札参加資格審査要件を満たすことが確認できる書類等一式を提出すること。

なお、提出する書類等の詳細については、盛岡市公式ホームページ>事業者の皆さんへ>市の発注契約>盛岡市競争入札参加資格の登録申請・変更についてを参照すること。

13 担当部局

盛岡市市民部スポーツ推進課施設整備係

郵便番号 020-8531

住所 盛岡市若園町2番18号

電話 019-603-8006（直通）

ファックス 019-603-8015

電子メール sports@city.morioka.iwate.jp

※ 盛岡市市民部スポーツ推進課は、平成29年3月27日に次の住所へ移転するので、上記6(2)、7(2)及び10(2)に示す提出先に留意すること。

【移転先の住所等】

〒020-8530

盛岡市内丸3番46号（盛岡市役所内丸分庁舎4階）

なお、電話番号、ファクス及び電子メールは、変更ありません。